

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160197200570001

平成28年4月25日

規制の名称	産業医制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局安全衛生部労働衛生課 課長 武田 康久
規制目的	事業場の産業保健活動の中心的な役割を担う産業医に当該事業場の労働者の健康管理等を行わせることで、労働者の健康を確保するため。		
規制内容の概要	労働安全衛生法第13条に基づき、事業者は、一定規模の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。また、選任された産業医は、労働者の健康確保のために必要があると認めるときは、事業者に対し必要な勧告をすることができ、勧告を受けた事業者はこの勧告を尊重しなければならない。	関連する予算	産業医向け研修を実施(産業保健総合支援事業(平成28年度予算3,611,960千円)の内数)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	産業医が担うべき職務が増大していることに加え、労働安全衛生法が制定された当時と現在では、産業構造や、産業保健における主要な課題が変わっており、産業医に求められる役割が変化してきているため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	現在実施している措置を継続して実施しつつ、「産業医の在り方に関する検討会」において結論を得次第、随時措置を講じる。		
見直し条項	労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)附則第7条		
次の見直し時期	施行(平成27年6月)後、5年目途		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠とな る法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>